

○八千代市道路占用料徴収条例

昭和39年4月1日

条例第18号

改正 昭和42年1月1日条例第3号

昭和43年10月1日条例第41号

昭和49年4月1日条例第9号

昭和52年4月1日条例第5号

昭和55年3月31日条例第7号

昭和58年3月30日条例第6号

昭和60年9月27日条例第17号

昭和61年3月28日条例第5号

平成元年3月30日条例第12号

平成3年12月25日条例第25号

平成8年12月25日条例第16号

平成9年12月24日条例第32号

平成12年3月24日条例第18号

平成25年12月24日条例第25号

令和元年6月28日条例第1号

令和元年12月23日条例第24号

(この条例の目的)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条第2項の規定に基づき、市が法第32条第1項の規定による道路の占用（以下「占用」という。）の許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）から道路の占用につき徴収する占用料（以下「占用料」という。）の額及びその徴収方法について定めることを目的とする。

(定義)

第1条の2 この条例において「消費税等相当額」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき消費税が課される金額に同法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額（以下この条において「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をいう。

(令元条例1・追加)

(占用料の額)

第2条 占用料の額は、別表のとおりとする。

(占用料の徴収)

第3条 市長は、次の各号に定めるところにより算定した占用料を占有許可の日から1月以内に一括して徴収する。

- (1) 占用料が年額で定められているものについて、占有期間に1年未満の端数があるときは、月割りして計算する。この場合において、1月未満の端数は、1月とする。
- (2) 占用料が月額で定められているものについて、占有期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
- (3) 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てる。
- (4) 1件の占用料が100円未満であるときは、100円として計算する。
- (5) 占有期間が1月未満のものについての占用料の額は、別表により計算した額に消費税等相当額を加えた額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 既に徴収した占用料は、還付しない。ただし、市長が占有許可を取り消したときは、当該取り消した日の属する月の翌月以後の分に相当する占用料については、この限りでない。

(昭55条例7・全改、平3条例25・平9条例32・平25条例25・令元条例1・令元条例24・一部改正)

(徴収の特例)

第4条 市長は、占用料が特に多額であると認めたとき、又はその他の事情により一時に全額納入することが困難であると認めたときは、道路占有者の申請により3回以内で分割して徴収することができる。

(昭55条例7・全改)

(延滞金)

第5条 占用料を納期限までに納付しない者に対して督促状を発した場合において、当該督促状を受けた者が督促状の指定の期日までに占用料を納付しないときは、市長は、当該指定期日の翌日から納付の日までの日数に応じて滞納額に年14.5パーセントの割合を乗じて得た額を延滞金として徴収することができる。ただし、滞納額が100円未満であるとき

は、徴収しない。

(昭55条例7・全改, 令元条例24・一部改正)

(占用料の減免)

第6条 市長は法令に定められた事業又は恒例による臨時占用若しくは特に必要と認めたときは、道路占用者の申請により占用料を減額し、又は免除することができる。

(昭52条例5・一部改正, 昭55条例7・旧第7条繰上)

(過料)

第7条 詐欺その他不正の行為により、占用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料に処する。

(平12条例18・追加)

(規則への委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(昭55条例7・旧第8条繰上, 平12条例18・旧第7条繰下)

附 則

この条例は、昭和38年10月1日から施行する。

附 則(昭和42年条例第3号)

- 1 この条例は、昭和42年1月1日から施行する。
- 2 この条例施行前にした行為に対するこの条例による改正後の条例の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和43年条例第41号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和43年10月1日から施行する。  
(施行期日前に徴収すべき占用料に対する経過措置)
- 2 この条例による改正前の八千代市道路占用料徴収条例(昭和39年八千代市条例第18号)の規定により徴収すべきであった占用料については、なお従前の例による。

附 則(昭和49年条例第9号)

- 1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の八千代市道路占用料徴収条例(昭和39年八千代市条例第18号)の規定により徴収すべきであった占用料については、なお従前の例による。

附 則(昭和52年条例第5号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年条例第7号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年条例第6号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）附則第24条の規定により占用の許可があったものとみなされた電話柱、公衆電話所及び電線並びに昭和60年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において占用の許可をした電話柱、公衆電話所及び電線（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の規定に基づき設けられたものに限る。）の昭和60年度分の占用料に係る第3条第1項の規定の適用については、同項中「占用許可の日から1月以内」とあるのは、「市長が別に定める時期」とする。

附 則（昭和61年条例第5号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第12号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年条例第25号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成8年条例第16号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第32号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成25年条例第25号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第1号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第24号）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の占有に係る占有料について適用し、同日前の占有に係る占有料については、なお従前の例による。

3 改正後の第5条の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

別表（第2条）

（令元条例24・全改）

占有物件		単位	占有料（円）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,360
	第2種電柱		1,500
	第3種電柱		2,020
	第1種電話柱		740
	第2種電話柱		740
	第3種電話柱		740
	その他の柱類		87
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	6	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	430
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	530

	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,760
	郵便差出箱及び信書便差出箱		730
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	6,800
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,740
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径0.07メートル未満	長さ1メートルにつき1年	100
	外径0.07メートル以上0.1メートル未満		100
	外径0.1メートル以上0.15メートル未満		290
	外径0.15メートル以上0.2メートル未満		290
	外径0.2メートル以上0.3メートル未満		290
	外径0.3メートル以上0.4メートル未満		510
	外径0.4メートル以上0.7メートル未満		510
	外径0.7メートル以上1メートル未満		530
	外径1メートル以上		750
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方	1,740
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの 1年	Aに0.005を乗じて得た額
			Aに0.008を乗じて得た額

		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
		上空に設ける通路		3,440
		地下に設ける通路		3,440
		その他のもの		1,340
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼，縁日その他の催しに際し，一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	45
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	450
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	450
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	5,400
	標識		1本につき1年	1,120
	旗ざお	祭礼，縁日その他の催しに際し，一時的に設けるもの	1本につき1日	45
		その他のもの	1本につき1月	450
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼，縁日その他の催しに際し，一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	45
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	450
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,720

		その他のもの		2,400
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方	1,740
令第7条第3号に掲げる施設			メートルにつき 1年	Aに0.034を乗じて得 た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方 メートルにつき	680
令第7条第6号に掲げる仮設建築物			1月	150
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.015を乗じて得 た額
	上空に設けるもの			Aに0.024を乗じて得 た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得 た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得 た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得 た額
その他のもの		Aに0.034を乗じて得 た額		
令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.015を乗じて得 た額
	その他のもの			Aに0.01を乗じて得 た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.015を乗じて得 た額
	上空に設けるもの			Aに0.024を乗じて得 た額
	その他のもの			Aに0.034を乗じて得 た額



令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.034を乗じて得た額
前各項に該当しないその他のもの	1平方メートル 又は1基につき1 月	180

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。